

# 提供命令申立書

(サイトあて、非ログイン型、イロ併用型)

令和●年●月●日

東京地方裁判所民事第9部御中

申立人手続代理人弁護士 ●

提供命令申立事件

当事者の表示……………別紙当事者目録に記載

手続規則4条2項に係る事件……………東京地方裁判所令和●年(発チ)第●号

## 第1 申立ての趣旨

別紙主文目録記載の裁判を求める

## 第2 申立ての原因

### 1 提供命令の申立ての原因

#### (1) 本案係属要件

本件申立に先立ち、申立人は、相手方に対し、上記の発信者情報開示命令の申立てをした。

#### (2) 必要性要件

アカウント登録者と投稿者が異なる場合、投稿者を特定するには、別紙発信者情報目録記載2の各情報では足りず、接続プロバイダに対する発信者情報開示請求が必要となる。

ところが、接続プロバイダの通信記録の保存期間は、多くは3～6か月程度である（甲●：ログ保存期間）。

(3) 小括

そのため、「発信者情報開示命令の申立てに係る侵害情報の発信者を特定することができなくなることを防止するため」（法15条1項）、早期に接続プロバイダの名称等につき提供を受ける必要がある。

2 結論

そこで、申立人は、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律15条1項に基づき、申立ての趣旨記載のとおり、提供命令を申し立てる。

以上

証拠方法

証拠説明書に記載

附属書類<sup>1</sup>

- 1 申立書の写し ..... 1通
- 2 甲号証写し ..... 各1通
- 3 証拠説明書 ..... ●通

---

<sup>1</sup> 本案事件で提出しているため、委任状、資格証明書は不要

(別紙) 主文目録

1 相手方は、申立人に対し、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項を書面又は電磁的方法により提供せよ。

イ 相手方が、別紙発信者情報目録記載2の各情報のうち、相手方が保有するものにより、別紙投稿記事目録記載の情報に係る他の開示関係役務提供者（当該情報の発信者であると認められるものを除く。以下同じ。）の氏名又は名称及び住所（以下「他の開示関係役務提供者の氏名等情報」という。）の特定をすることができる場合……………当該他の開示関係役務提供者の氏名等情報

ロ 相手方が、別紙発信者情報目録記載2（(2)を除く）の情報を保有していない場合又は保有する当該情報により上記イに規定する特定をすることができない場合……………その旨

2 相手方が、前項の命令により他の開示関係役務提供者の氏名等情報の提供を受けた申立人から、申立人が当該他の開示関係役務提供者に対して別紙投稿記事目録記載の情報についての発信者情報開示命令の申立てをした旨の書面又は電磁的方法による通知を受けたときは、相手方は、当該他の開示関係役務提供者に対し、別紙発信者情報目録記載2の各情報のうち相手方が保有するものを書面又は電磁的方法により提供せよ。

## (別紙) 発信者情報目録

### 1 アカウント情報

別紙投稿記事目録記載の投稿記事を投稿したアカウントに登録されている以下の各情報。

- (1) 氏名又は名称
- (2) 住所
- (3) 電話番号
- (4) 電子メールアドレス

### 2 投稿に関する情報

- (1) 別紙投稿記事目録記載の投稿記事の投稿に使用された I P アドレス及び当該 I P アドレスと組み合わせられたソースポート番号。
- (2) 前項の I P アドレスを割り当てられた電気通信設備から相手方の用いる特定電気通信設備に前項の投稿記事が送信された年月日及び時刻。
- (3) 前項の特定電気通信設備に割り当てられた接続先 I P アドレス。

(別紙) 当事者目録

〒●

申立人 ●

〒●

●法律事務所 (送達場所)

電話 ● F A X ●

メールアドレス ●

申立人手続代理人弁護士 ●

〒●

相手方 ●

上記代表者代表取締役 ●

(別紙) 投稿記事目録

番号	1
閲覧用 URL	
接続日時 (JST)	